

## 入札公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公募する。

令和3年11月10日  
高知県・高知市病院企業団  
企業長 山本 治

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

高知医療センター清掃業務

#### (2) 履行場所

高知県高知市池2125-1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター病院本館、精神科病棟、  
がんサポートセンター棟、外構及び駐車場

(ドクターへリ場外離着陸場を含む。職員宿舎等その他施設は除く。)

#### (3) 本案件の仕様等

別に作成する仕様書による。

#### (4) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）

#### (5) 入札方法

① 入札金額は総額（3ヶ年分）を記載すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 郵送等による入札は認めない。

### 2 入札参加資格

#### (1) 共同企業体

自主結成された共同企業体としての参加に限ることとし、共同企業体の構成員の数は2者から4者とするが、高知県内に主たる営業所（本社又は本店をいう。）を置く者を必ず1者以上含むこと。

共同企業体結成に関する協定書（別添様式2-1）を作成し、入札参加申請時に提出すること。

主たる営業所を置く事業者については、高知県、令和3年度・令和4年度・令和5年度 清掃等業務競争入札参加資格、入札参加資格者登録名簿『清掃業務』に登録があること。

#### (2) 共同企業体以外

協同組合として高知県、令和3年度・令和4年度・令和5年度 清掃等業務競争入札参加資格、入札参加資格者登録名簿『清掃業務』に登載されているものは、当該団体単独で参加できるものとする。

(3) 全ての参加企業（共同企業体構成員含む）は、次に掲げる①から⑤までの全てに該当すること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 公告日において、令和 3 年度から令和 5 年度までに高知県が委託する清掃業務競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。
  - ③ この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - ④ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 15 条の 2 及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 15 に定める清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。
  - ⑤ 過去 2 年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
- (4) 入札参加申請者は、平成 29 年度以降に手術室、集中治療室等の清潔区域を含む病床数 250 床以上の病院の清掃業務を、1 年以上継続して誠実に履行した実績を有すること。
- ただし、共同企業体の場合、代表構成員の実績とする。
- (5) 入札参加申請者は、(社団法人全国ビルメンテナンス協会主催、財団法人医療関連サービス振興会指定) の病院清掃受託責任者講習を終了した者を 2 名以上雇用し、うち 1 名は平成 29 年度以降に医療機関での清掃業務の実績が 3 年以上あること。
- (6) この入札に共同企業体の構成員として参加する場合は、他の共同企業体の構成員としてこの入札に参加しないこと。
- (7) 共同企業体の各構成員の出資比率は、当該共同企業体の出資総額の 20% 以上（ただし構成員が 2 社の場合は 30% 以上）であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
  - 郵便番号 781-8555
  - 高知県高知市池 2125-1
  - 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター事務局
  - 担当 中平、大塚
  - 電話番号 088-837-6735（直通）
  - FAX番号 088-837-6766
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
  - ① 日時  
令和 3 年 12 月 16 日（木）午前 10 時
  - ② 場所  
高知県高知市池 2125-1  
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  
2 階会議室「やなせすぎ」
- (3) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金  
免除する。
  - ② 契約保証金  
高知県・高知市病院企業団契約規程（平成 17 年管理規程第 3 号。以下「契約規程」という。）第 2 条で準用する高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12

号) 第 40 条の規定による。

#### 4 入札参加の方法等

- (1) この入札に参加を希望する者は、提出期限までに次に掲げる書類を 3 の (1) の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- ① 申請書提出期限  
令和 3 年 1 月 24 日（水）午後 5 時まで
- ② 提出書類
- (ア) 入札参加申請書（様式 1-1（共同企業体用）又は様式 1-2）  
(イ) 委託業務共同企業体協定書（様式 2-1）（共同企業体用）  
(ウ) 使用印鑑届（様式 2-2）（共同企業体用）  
(エ) 委任状（様式 2-3）（共同企業体用）  
(オ) 2 の (3) の④の清掃業務を適正に行う能力を有することを証する書類（様式 3-1、3-2 及びそれに掲げる添付書類）  
(カ) 2 の (4) について、履行実績を証する書類（様式 3-3 及びそれに掲げる添付書類）  
(キ) 2 の (5) について、雇用する病院清掃受託責任者を証する書類（様式 3-4 及びそれに掲げる添付書類）
- (2) 入札参加申請者は、入札日の前日までの間において、企業長から入札公告において求められた条件に関し説明を求められた場合には、入札参加申請者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加申請者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、すべて当該入札参加申請者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 一旦受領した書類は返却しない。
- (5) 現場説明会は行わない。
- (6) 質疑
- ① 方法  
仕様書等について質疑がある場合は、様式 4 により 3 の (1) あて提出すること。  
FAX も可とするが、この場合、着信を電話で確認すること。  
なお、質疑書の提出は、単独企業として提出することができるが、必ず企業名（団体名）を記載すること。また、入札参加申請書提出後は、共同企業体として提出すること。
- ② 期限  
質疑の提出期限については、令和 3 年 1 月 3 日（金）正午までとする。
- ③ 回答  
回答については、随時高知医療センターホームページに掲載する。  
<https://www2.khsc.or.jp/>
- (7) 指名通知  
令和 3 年 1 月 7 日（火）までに、入札参加資格を満たす者については指名通知を行う。

#### 5 最低制限価格

設定する。

## 6 入札要領

次に列挙する概要のほか、指名競争入札心得を熟知すること。  
入札書及び委任状様式を様式 5 及び様式 6 に示す。

## 7 清掃業務入札等日程

- (1) 公募の開始・・・・・・・・ 11月10日（水）予定
- (2) 現場説明会の開催・・・・なし
- (3) 参加申請書等の提出期限・・・・ 11月24日（水）
- (4) 質疑書の提出期限・・・・ 12月3日（金）
- (5) 指名通知・・・・・・・・ 12月7日（火）
- (6) 質疑書に対する回答・・・・ 12月10日（金）
- (7) 入札・・・・・・・・ 12月16日（木）

## 8 契約書の作成の要否

要

## 9 落札者が契約書に記名押印すべき期限

別途通知する。

## 10 その他

- (1) 本件業務は、業務保証人を要する。落札者が2の名簿の清掃業務に登載されている者の中から業務保証人を立てられない場合は、契約を締結しない。  
ただし、共同企業体として参加する場合であって、名簿の清掃業務に登載されている者2社以上で共同企業体を構成する場合は、業務保証人を要しない。
- (2) 落札者は、委託期間中、委託現場に常駐する清掃責任者及び清掃副責任者を、医療法施行規則第9条の15第1号に規定する「相当の知識及び経験を有する者」で、社団法人全国ビルメンテナンス協会主催・財団法人医療関連サービス振興会指定の病院清掃受託責任者講習を終了した者（清掃責任者については、さらに、平成29年度以降に医療機関での清掃業務の実績が3年以上ある者）の中から定めなければならないが、委託期間の始期と同時にこれを配置することが困難と認められる場合は契約を締結しない。
- (3) 落札者は、落札後速やかに、少なくとも業務開始の2ヶ月程度前から、必要と思われる人数の従業員を現場に派遣し、現在の受託者から業務の引継を受けなければならない。  
なお、当該引継に係る経費はすべて落札者の負担とする。
- (4) 本件調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (5) 委託金額の内訳について、落札者は落札後速やかに委託料内訳書を提出し、協議のうえ業務内容ごとの委託金額を確定すること。